

第3次湖西市子ども読書活動推進計画

-いつでも どこでも 本となかよし-



湖西市教育委員会

令和3年3月

はじめに

パソコン・スマホなどの情報機器が普及した現在においても、読書は、本を読むという生活をとおして言葉を学び、豊かな感性や考える力をはぐくみ、読書活動の積み重ねが子どもの成長に大きな影響を与え、人生をより豊かなものにしてくれます。

こうした読書活動の重要性をふまえ、本市では平成20年から「湖西市子ども読書活動推進計画」に基づいて、子どもの読書活動にかかる施策に取り組んでまいりました。

このたび、これまでの取り組みで得られた成果と新たに生じた課題を検証し、「第3次湖西市子ども読書活動推進計画ーいつでも、どこでも、本となかよしー」を策定しました。この計画では、幼少期からの本とのふれあい・読書の習慣づけの場として“家庭”を中心に位置づけ、地域・園・学校・行政がそれぞれに連携・協力して積極的に各施策を展開することとしております。

これらの取り組みは、家庭や地域のみなさまの協力があってこそ実現していくものでございますので、今後とも市民のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年3月

湖西市教育委員会

目 次

第1章 基本方針

1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の施策の方向	1

第2章 第2次計画における取り組みの成果と課題

第3章 第3次計画の具体的な取り組み

1 家庭における子ども読書活動の推進	6
2 地域における子ども読書活動の推進	9
3 幼稚園・保育園・こども園における子ども読書活動の推進	9
4 学校における子ども読書活動の推進	10
5 図書館における子ども読書活動の推進	12
6 啓発・広報等における読書活動の推進	13
※ 湖西市子ども読書活動推進計画の体系	14

湖西市子ども読書活動推進計画策定委員会 委員名簿

子ども読書活動推進計画策定委員会会議録

(資料) 子どもの読書活動推進に関する法律

第1章 基本方針

1 計画の目的

この計画は、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生を深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」という「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念に則り、行政と市民とが協働して子どもの成長に資することを目的とし、国、県の動向、市の現状や課題を踏まえて「第3次湖西市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、次のことを基本に策定しています。

- (1) 国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」を基本としています。
- (2) 国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次計画）」及び「静岡県子ども読書活動推進計画（第三次計画）」を基本としています。
- (3) 湖西市教育振興基本計画の基本理念である「未来の湖西を創る“ひと”づくり」の実現に結びつくものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。その間、必要に応じて見直しを図り、計画を実効性のあるものにしていきます。また、計画の進捗状況を把握するため、毎年一回検証を行い、具体的な方策について協議をします。

4 計画の施策の方向

湖西市は、市内のすべての子どもたちが成長の過程で読書を通じ、読書の楽しさ、大切さを学び、生涯にわたって書物に触れる人になってほしいという願いから、読書環境の整備と読書の習慣づけを推進するよう取り組んでいます。そのため、以下に述べるような、成長過程に応じた「読書環境の整備」「読書機会の提供」「読書活動の啓発」等の施策に、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組みます。

(1) 「本に出会い、本を知る」(乳幼児期への働きかけ)

乳幼児期から、子どもが「本と出会い」、「本を知っていくこと」は、読書習慣を身につけていく上で大切なことです。そして、それは本の楽しさを保護者が子どもと分かち合うところから始まります。

- 親子のふれあいを重視した施策に取り組んでいきます。
- 絵本リストの配付等で家庭への啓発に努めます。

(2) 「本に親しみ、本を活かす」(就学期への働きかけ)

就学期には、読書習慣を身につけ、本に親しむことによって知識を蓄え、心を豊かにすることが望めます。それが、社会の中で生きていくための術を得ることや心の支えにもつながります。そこでは図書館が強い味方になります。また、本を通じた友人等との交わりは、さらに読書の味わいを深いものにしていきます。

- 学校全体で読書習慣づくりに取り組む推進体制を整備します。
- 学校図書館の活性化を図るため、資料・設備の充実、人員配置の促進に努めます。
- 家庭や学校での読書活動を支援する市立図書館等、地域の読書環境を整備します。
- 地域センターや放課後児童クラブ等、地域で子どもを育む取り組みの中で、読書に親しむ活動を推進します。

(3) 「本と生き、本を伝える」(成人への働きかけ)

私たちは、日常生活を営んでいく上で誰でも様々な疑問や課題を持ちます。読書はこれらを具体的に、また間接的に解決する手段の一つです。成人してからも生涯にわたって本を傍らに置いて人生を歩むこと、そしてその姿を次世代の子どもたちに伝えていくことが望めます。

- 大人自身の読書活動を推進するための啓発と環境整備に努めます。
- 保護者に対し、読み聞かせや親子読書など家庭での読書を啓発します。
- 地域における読書普及活動への参加及び理解と協力を呼びかけます。



第2章 第2次計画における取り組みの成果と課題

第2次計画の施策に基づき、関係機関が役割を認識し、読書の環境づくりの取り組みを行いました。

〔家庭における子どもの読書活動〕

図書館において、6か月児とその保護者を対象に、絵本を介して親子でふれ合うことの大切さを伝えるブックスタート※1を行いました。ブックスタート後も継続して本と親しんでもらえるよう、「こどもと楽しむ絵本リスト」を配付して家庭での読書への関心を高めてきました。

《課題》

○ブックスタートパック配付率は76%（令和元年度対象者）となっていますが、未配付者に働きかけて配付率を向上させる必要があります。

〔地域における子どもの読書活動〕

地域の公共施設や組織では、図書コーナーの設置や読み聞かせの実施など、読書に関わる取り組みがされました。

西部地域センター図書室は、地域の子どもたちの図書館利用促進と居場所づくりに寄与しています。子どもたちが興味をもつ館内掲示や本を探しやすい配置を工夫しています。

2歳児対象のふたば学級※2では、絵本をテーマとした講座を開催しました。わくわく子ども教室※3では、市内6小学校で、放課後子どもたちに紙芝居や影絵、絵本の読み聞かせを行いました。

子育て支援センターでは、わくわく広場に絵本と親しめる空間を作り、季節ごとに本の入れ替えをするなどの環境改善を行いました。また、「わくわくタイム」内で、参加者に大型絵本の読み聞かせやおすすめ絵本の紹介を行いました。

放課後児童クラブでは、毎月図書館の団体貸出を利用しているクラブもあります。

健康福祉センターでは、健診・教室の待合時間に楽しめるよう、絵本を設置しています。遊びの広場では自由に利用できるようにしています。発達支援教室では、毎回、絵本や紙芝居の時間を作り、親子で楽しんでいます。また、図書館見学の日を作り親子で図書館の使い方を学び、図書館職員による読み聞かせも体験しています。

※1 「ブックスタート」赤ちゃんと保護者が肌のぬくもりを感じながら言葉と心をかかわすかけがえのないひとときを絵本を介して持つことを応援する活動。本市でも、地域で生まれた赤ちゃんの健やかな成長を願って読み聞かせの体験とともにブックスタートパック（絵本・絵本リスト・バッグ）を手渡している。

※2 「ふたば学級」2歳児をもつ保護者とその子どもを対象とした子育て学習会。

※3 「わくわく子ども教室」小学生対象の体験型教室。地域のボランティアの協力を得て実施している。

国際交流協会では週2日（水・金）、日本語の勉強をする外国籍の子どもたちに、ボランティアが毎回10分間絵本の読み聞かせをしています。また、英語絵本の読み聞かせ会も定期的を開催しています。

《課題》

- 本が身近にある環境を整備するため、放課後児童クラブ等、施設や組織での団体貸出利用を拡大する必要があります。
- 外国籍の子どもが本に触れる機会を増やし、異文化理解を深めるためにも国際交流協会と図書館との連携が必要です。

〔幼稚園・保育園・こども園における子どもの読書活動〕

幼稚園・保育園・こども園では、子どもの年齢（発達）に応じた絵本の読み聞かせが日常的に行われ、絵本に触れる機会を大切にしてきました。保護者から募るボランティアや外部講師による読み聞かせを行っている園もあります。親子又は保育士・教諭と一緒に絵本を選び、家庭に持ち帰る「絵本貸し出し」を行っている園が多くあります。また、月間絵本やおすすめ絵本の紹介を学年便り等に掲載して読み聞かせを薦めるなど、家庭で絵本を読む機会を増やす取り組みをしました。

《課題》

- 各園での絵本の充実等の環境整備が必要です。
- 家庭でも子どもの発達段階や理解に沿った読み聞かせができるよう、保護者に啓発する必要があります。
- 新しい生活様式に沿った形で、読み聞かせの方法を検討する必要があります。

〔学校における子どもの読書活動〕

市内小・中学校、高等学校で、朝読書やボランティアによる読み聞かせの実施など、本に触れる機会が定着してきました。

読み聞かせボランティア、図書委員、担任教師などによる読み聞かせや学校司書※7によるブックトーク※8の授業を実施しました。図書委員会を中心に読書週間イベントを企画し、全校の読書を推奨しました。その他、語らい読書※9の実施や国語教材に合わせた並行読書を実施しました。

※7「学校司書」学校図書館が十分活用されるように、図書館を整備し、サービスを行う専門的な知識・経験を有する職員。学校図書館法第6条で、学校への配置が努力義務として定められた。

※8「ブックトーク」子どもと本を結ぶため、あらかじめテーマを決めて何冊か本を集め、順序立てて紹介していく方法。

※9「語らい読書」小学校1年生から6年生までの子どもたちが学級単位で同じ本を読めるよう、毎月異なる内容の本を配置している。

学校司書が学校図書館を巡回して図書館の整備や調べ学習、読書活動の支援を行い、児童生徒が利用しやすい環境が整ってきています。蔵書の充実に努め、**図書標準**※10 を達成する学校が増えました。**司書教諭**※11・図書主任が中心となり、学校司書やボランティアと連携・協力して、学校図書館の活性化を図る取り組みが進んできました。

中学校・高等学校では、図書館で職場体験やインターンシップを行い、職場としての視点から図書館を理解する機会を提供してきました。

《課題》

- 様々なジャンルの本に触れる機会を設け、読書の幅を広げる取り組みが必要です。
- 図書標準達成に向けた図書の整備が必要です。
- 司書教諭としての職務に専念できる時間の確保と、学校図書館の機能について校内で共通理解を図ることが必要です。
- 学校司書2名で市内11校を担当しているため、学校要望に十分に応えられない状況です。司書教諭・図書主任と学校司書が連携・協力できる体制を整える必要があります。

〔図書館における子どもの読書活動〕

図書館では、本に親しむ身近な場所として、良質で多様な資料を収集し提供するよう努めました。また、定期的なおはなし会や、季節に合わせたイベントを開催し、読書への関心を高めてきました。特に中・高生が本に興味をもつように、ティーンズコーナーのディスプレイの工夫や高校生の行事への参加依頼を通して、図書館との関わりを続ける取り組みを行いました。

読み聞かせボランティアの育成にも積極的に取り組んでいます。毎年、読み聞かせ入門講座を開催し、図書館だけでなく幼稚園・小学校等で活動するボランティアの研修の機会にもなっています。

学校図書館への支援も積極的に行いました。団体貸出をした図書は、朝読書や学級文庫のほか、並行読書や調べ学習など、本を活用した授業に利用されました。学校図書館との連携については、学校図書主任連絡会の定期的な開催により、学校からの要望に対応し、情報交換をしてきました。

《課題》

- 子どもたちが図書館に来館する機会をつくり、利用の促進を図る必要があります。

※10 「図書標準」 公立義務教育諸学校の、学校図書館に整備すべき蔵書の標準として平成5年に設定されたもの。
※11 「司書教諭」 学校図書館法に規定された学校図書館の専門的業務にあたる教諭。平成15年度より小規模校を除き、司書教諭の配置が義務付けられた。

○読み聞かせボランティアの指導・育成が求められるなか、職員の資質向上が必要です。

〔啓発・広報等における読書活動の推進〕

市立図書館では、図書館だよりやウェブサイト、市の広報誌などで、本に関する情報や図書館行事の情報提供を行いました。平成 30 年には図書館公式 Twitter アカウントを開設し、最新情報の発信など若い世代へのアプローチに努めました。学校図書館では、館内の掲示や委員会活動などで本を紹介し、読書の啓発をしました。また読書週間には各種イベントを実施し、全校で読書を推奨しました。

第 3 章 第 3 次計画の具体的な取り組み

1 家庭における子ども読書活動の推進

子どもの生涯にわたる読書習慣の形成には、生活の基盤となる家庭の役割が大変重要です。保護者が子どもの成長に応じて本に親しむ環境をつくり、いっしょに読書をする姿勢をみせることで、子どもが読書に興味をもち、継続的な読書活動へとつながっていきます。

読み聞かせの大切さ

- 読み聞かせは、親子がふれあえる幸せなひとときです。
- いろいろな本との出会い、お話の世界を体験することで、想像力や表現力が豊かになります。また、読んでもらうことで、言葉に対する感性を高めます。
- お話に耳を傾ける体験は、人の話をしっかり聞ける、人の気持ちのわかる健やかな心を育てます。
- 幼いころからの読み聞かせは心の糧となり、以後の読書活動を豊かにし、大人になったときの支えや自信につながります。

●ブックスタートに参加しましょう（6か月児とその保護者対象）

- ▶ 赤ちゃんと一緒に絵本を開いて温かい言葉で語りかける時間は、親子が心を通わすかけがえのないひとときです。ブックスタートに参加すると、絵本の読み聞かせやわらべうたを親子で体験でき、家庭での読み聞かせのきっかけになります。



●読み聞かせをしましょう

- ▶ 読み聞かせは、人とふれあう喜びや想像する楽しさを知り、豊かな心を育てます。生活の中で1日5分から10分程度でもよいので、子どもと向き合う時間をつくりましょう。そして家族がお互いに読み聞かせを楽しむ習慣をつくりましょう。

●「^{うちどく}家読」をしましょう

- ▶ 「家読」とは、家族で読書習慣を共有することです。親子、家族で楽しみながら本を読むことを心がけましょう。同じ本を読んだり、別々の本を読んだり、読んだ本について話し合うのもよいでしょう。同じ時間、同じ空間を共有することで、家族に会話が生まれ絆が深まります。また、楽しい時間を過ごすことで、心の成長が期待できます。





電子メディアと絵本の読み聞かせ

テレビやネット動画などの視聴が、一方通行の情報を受け取るのに対し、絵本の読み聞かせは読み手と聞き手の双方向のやりとりがあります。絵本は自分のペースで読み進めることができ、耳で聞いた言葉を、絵本の絵を頼りに自分の頭のなかで想像して楽しめます。そして何より、自分の大好きな人が、自分のために読んでくれていることが、子どもにとって愛されている実感となり、心と言葉の成長につながります。

電子メディアは、その特性や子どもの成長に与える影響を理解したうえで、うまく利用していくことが大切です。

●身近なところに本がある環境をつくりましょう

- ▶ 子どもが読みたいときにいつでも本が読めるよう、身近なところに本を置きましょう。

●図書館を利用しましょう

- ▶ 読書に親しむことができる身近な施設であり、学習の場、くつろぎの空間でもある図書館を利用してみましょう。
- ▶ おはなし会（絵本の読み聞かせ・ストーリーテリング※12）へ参加しましょう。家庭で読むのとは違う雰囲気の中で、参加した子どもたちが感動を共有できます。また、自分では手に取らないタイプの本に出会い、読書に対する興味・関心を広げます。
- ▶ 「こどもと楽しむ絵本リスト」は年齢に応じた読み聞かせに利用できるブックリストです。本選びに活用しましょう。

【推進目標】

ブックスタートパック配付率 80%



※12「ストーリーテリング」物語を覚えて語って聞かせることで、素話・語りとも言われる。絵本の読み聞かせと違い、お話を自分で想像しながら楽しむことができる。

2 地域における子ども読書活動の推進

子どもにとって身近な施設である地域センター、子育て支援センター等では、子どもが自由に本とふれあい、読書を楽しむための環境整備が必要です。関係機関が図書館と連携して子どもが読書に親しむ多様な機会を提供し、地域で子どもと関わる団体等が読書関連の取り組みをすることを支援します。

●西部地域センター図書室の充実

- ▶ より多くの方に利用してもらうようPRを行うとともに蔵書の充実を図ります。

●子どもが本と親しむ事業の開催

- ▶ ふたば学級やわくわく子ども教室などで、絵本の読み聞かせを継続的に実施します。

●子育て支援センターでの読み聞かせの推進

- ▶ 子育て支援センターの事業で、絵本の読み聞かせを継続的に実施します。
- ▶ 絵本コーナーを活用し、絵本と親しむ機会を増やします。

●放課後児童クラブの図書コーナーの充実

- ▶ 図書館の団体貸出を利用して読書の機会を増やします。

●健康福祉センターの絵本コーナーの充実

- ▶ 健診、相談事業等で、年齢（発達）に応じた絵本の紹介をします。
- ▶ 絵本コーナーを活用し、絵本と親しむ機会を増やします。

●国際交流協会での読み聞かせの推進

- ▶ 外国籍の親子を対象に、絵本の読み聞かせを実施します。
- ▶ 図書館の見学や団体貸出の利用で読書の機会を増やします。

3 幼稚園・保育園・こども園における子ども読書活動の推進

幼児期に絵本の楽しさと出会うため、幼稚園・保育園・こども園において絵本コーナーの充実を図り、子どもの発達段階に沿った絵本の読み聞かせを行います。また、園での読書体験が、家庭での読書活動に広がっていくよう、保護者への啓発に努めます。

- 読み聞かせの実施
 - ▶ 年齢（発達段階）に応じた絵本の読み聞かせを実施します。
- 絵本の充実
 - ▶ よい絵本を豊富に揃え、園の絵本環境を整えます。
- 保護者への啓発
 - ▶ 親子読書や家庭における絵本の読み聞かせの重要性について、保護者会等の機会を通して、繰り返し保護者への啓発に努めます。
 - ▶ 読み聞かせボランティアの活動を支援し、絵本に親しむ環境づくりを推進します。

[推進目標]

親子読書の取り組み実施率 100%

4 学校における子ども読書活動の推進

子どもたちが日常の大半を過ごす学校は、子どもの読書習慣の形成に大きな役割を担っています。子どもが読書の楽しさや良さを感じ、本を活用した自主的な学習活動ができるよう、子どもの成長に応じた読書活動の充実を促進していきます。

新学習指導要領（平成 29 年 3 月公示）では、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向け、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、学習活動や読書活動を充実させることが重要となっています。学校図書館を活用した学習活動を充実に向け、資料の整備と指導体制の整備を行います。

- 読書指導の充実
 - ▶ 朝読書を継続実施し、読書の習慣づけを図ります。
 - ▶ 読み聞かせ、ブックトークなど、多様な読書活動によって読書の楽しさを知る機会を増やします。
 - ▶ 読書週間のイベントなど、児童・生徒同士の主体的な活動を推進し、読書への関心を高めます。
 - ▶ 「学校図書館だより」などで広報活動を行います。
 - ▶ 静岡県読書ガイドブック『本とともにだち』や、各学校の必読・推薦図書などを活用して読書の推進に努めます。

- 学校図書館の資料・設備の充実
 - ▶ 学校図書館を読書センター・学習情報センターとして十分機能させるため、図書の計画的な入れ替えを行い、国の図書標準の達成を目標に、子どものニーズに合った蔵書の充実に努めます。
 - ▶ 利用しやすい図書館にするため、分類や書架の配置などの環境整備を進めます。
 - ▶ 市立図書館の団体貸出を積極的に利用し、児童・生徒の学習活動の充実に努めます。

- 司書教諭及び学校司書の配置促進
 - ▶ 司書教諭が本来の役割を果たすために、教職員間の協力体制を築き、司書教諭としての業務ができるように配慮します。
 - ▶ 学校司書が司書教諭と連携・協力し、学習活動を支援していく体制を整えます。

- 学校図書館ボランティアの活動支援
 - ▶ 読み聞かせや学校図書館整備を行うボランティアの活動を支援します。

[推進目標]

図書標準達成率 100%

学校司書の人数 4人（市内11校を担当する人数）

ICT活用と学校図書館

GIGAスクール構想により、小中学校に1人1台タブレット端末が整備され、授業等で活用されるようになりました。

情報化の時代に生きる子どもたちを育てるため、図書館ガイダンス等でインターネット情報の利点や注意点などを理解させ、情報リテラシー（情報活用能力）を高めることも必要とされます。



5 図書館における子ども読書活動の推進

図書館は、子ども読書活動の推進拠点としての役割を担っています。子どもが本と出会い、本の楽しみを知り、さまざまな読書体験ができるよう、読書環境を整備し、子どもと本を結ぶ事業を継続します。地域、幼稚園・保育園・こども園、学校と連携協力して、家庭での読書活動を支援していきます。

●読書環境の整備

- ▶ 読書案内や調べ学習など様々なサービスに対応できるよう、古くなった資料の入れ替えなどを計画的に行い、魅力的な蔵書構成を目指します。
- ▶ 中高生が本に興味を持つ機会をより多く提供するため、ティーンズコーナーの資料を充実させ、利用しやすい環境をつくります。
- ▶ 季節や行事に合わせたテーマ展示で、様々なジャンルの本を紹介し、本への関心を高め、利用を促進します。
- ▶ 児童担当職員は、資料の選択・収集・提供、読書相談などに対応できる専門的知識と技術が必要とされます。そのため、研修会などに積極的に参加して資質向上に努めます。
- ▶ ICTを活用した読書環境の整備に向けて、電子書籍等の提供について検討します。

●子どもが本に出会える事業の推進

- ▶ ブックスタート事業で、乳幼児期からの本との出会いの大切さや、絵本を読む楽しさなどを保護者に伝え、家庭での読み聞かせのきっかけをつくります。
- ▶ おはなし会等で子どもが本の楽しさに触れる機会を定期的に提供していきます。
- ▶ 子ども読書の日（4月23日）や読書週間（10月27日～11月9日）を中心に、読み聞かせや推薦図書の展示などの本に関わるイベントを開催し、読書への関心を高めていきます。
- ▶ 障害のある子どもの読書活動支援について、関係団体と連携して必要なサービスを検討し、支援の充実に努めます。
- ▶ 外国人や外国語に関心をもつ子どもや保護者のために、国際交流協会と連携して必要な資料の収集と提供に努めます。

●読み聞かせボランティアの育成

- ▶ 図書館や地域で読み聞かせをするボランティアの養成講座を開催します。
- ▶ ボランティアの研修や情報交換の場を設け、活動を支援します。

●団体貸出の利用促進

- ▶ 子どもたちの身近に本があり、親しむことができるよう、地域の施設や幼稚園・保育園・こども園、学校等に団体貸出を行います。
- ▶ 学校図書館と連携し、図書に関する情報交換を行い、朝読書や調べ学習などの授業支援のための団体貸出を実施します。

[推進目標]

児童書個人貸出冊数 12歳以下1人あたり30冊(令和元年度実績28.7冊)

6 啓発・広報等における子ども読書活動の推進

家庭・地域・学校等における子どもの読書活動を推進していくためには、読書活動の楽しさや必要性、重要性等について、理解を広めていくことが重要です。地域社会全体に読書活動の重要性を広く啓発し、子どもの読書活動について情報発信していきます。

●多様な啓発活動

- ▶ 市のウェブサイトや広報、園・学校のおたより等で啓発・広報に努めます。
- ▶ 図書館ウェブサイトでのおすすめ本の情報提供や、SNSを活用した情報発信に努めます。

●読書啓発活動の実施

- ▶ 子ども読書の日、読書週間に合わせ、学校、図書館等で読書啓発活動を実施します。
- ▶ 四季折々の行事にふさわしい展示やイベントを通して、読書の啓発に努めます。

推進目標一覧

目標項目	数値
ブックスタートパック配付率	80%
親子読書の取り組み実施率（幼稚園・保育園・こども園）	100%
図書標準達成率（小中学校）	100%
学校司書の人数（小中学校）	4人
児童書個人貸出冊数（図書館） ※12歳以下1人あたり	30冊

子どもの読書活動推進のための取り組み

— いつでも どこでも 本となかよし —

図書館・幼稚園・保育園・こども園・学校・地域が連携して、家庭における読書活動を推進します。

図書館

- 読書環境の整備
 - ・蔵書の整備と充実
 - ・専門職員の資質向上
- 子どもが本に出会える事業の推進
 - ・ブックスタート
 - ・おはなし会
 - ・各種イベントの開催
 - ・すべての子どもたちが本に親しめる環境整備
- 読み聞かせボランティアの育成
- 団体貸出の利用促進

幼稚園・保育園・ こども園

- 読み聞かせの実施
- 蔵書の充実
- 保護者への啓発

家庭

- ブックスタートに参加しましょう
- 読み聞かせをしましょう
- 家読^{うちどく}をしましょう
- 身近なところに本のある環境をつくりましょう
- 図書館を利用しましょう

学校

- 読書指導の充実
- 学校図書館の資料・設備の充実
- 司書教諭及び学校司書の配置促進
- ボランティアの活動支援

地域の関係機関

- 西部地域センター図書室の充実
- 子どもが本と親しむ事業の開催
- 子育て支援センターでの読み聞かせの推進
- 放課後児童クラブの図書コーナーの充実
- 健康福祉センターの絵本コーナーの充実
- 国際交流協会での読み聞かせの推進

湖西市子ども読書活動推進計画策定委員会

No.	役職	氏名	備考
1	委員長	内藤 勝義	社会教育委員長
2	副委員長	近藤 美保子	学識経験者 (小学校校長)
3	委員	田口 由香	図書館運営協議会委員
4	委員	徳増 りえ	図書館ボランティア連絡会代表
5	委員	青島 智深	学識経験者 (静岡県子ども読書アドバイザー)
6	委員	小野田 剛士	幼児教育課長
7	委員	鈴木 聖慈	学校教育課長
8	委員	吉原 淳	社会教育課長

任期：令和2年8月20日～原案作成まで

第1回 子ども読書活動推進計画策定委員会会議録

開催日時：令和2年8月26日（水） 15時～16時20分

開催会場：湖西市立中央図書館 学習研修室

出席者：委員／内藤 勝義・徳増 りえ・田口 由香・近藤 美保子
青島 智深・小野田 剛士・鈴木 聖慈・吉原 淳
事務局／渡辺 宜宏（教育長）・岡本 聡（教育次長）
原田 満由美（館長代理）・鈴木 舞

会議内容

- 1 教育長あいさつ
- 2 委嘱状及び辞令の交付
- 3 委員長、副委員長の選出 委員長 内藤 勝義、副委員長 近藤 美保子
- 4 協議事項

(1) 第2次計画の取り組みと成果について事務局より説明

- ・「地域における子ども読書活動の推進」
- ・「保育園・幼稚園における子ども読書活動の推進」
- ・「学校における子ども読書活動の推進」
- ・「図書館における子ども読書活動の推進」
- ・「啓発・広報等における読書活動の推進」

上記5項目に対する取り組みや成果、今後の課題を事務局、各担当課より説明。

〈委員〉令和2年度のふたば学級は実施しているか。

〈社会教育課〉今年度は中止。代わりに資料を作成して配付するよう対応中。

〈委員〉ブックスタート事業は生後6ヶ月児を対象としているが、読み聞かせに興味を持つのか。

〈図書館〉絵本とは認識していなくても、親子のふれあいや、言葉がけは認識しており、絵本の楽しさは伝わっている。

〈委員〉絵本ではなく動画を見せる保護者が多くなっている。保護者自身が絵本の素晴らしさを知り、子どもたちに伝えていくことが、子どもたちが絵本を楽しむためには必要だと考える。保護者向けに絵本の素晴らしさ、楽しさを伝えられる場が定期的にあると良いのではないか。

〈委員〉子どもが本に親しむためには、幼い頃から接するほうが良い。ブックスタートは良い活動だと考えている。また、コロナ禍において、本を触る前には消毒や手洗いをするなど、この機会に本を扱うマナーを子どもたちに伝えていけたらと考えている。

〈委員〉子どもが読書に親しむためには、周りの大人が重要。保護者への啓発活動

は具体的にどのようなことを実施しているのか。

- 〈図書館〉 0～6 歳向けの「こどもと楽しむ絵本リスト」をブックスタートで配付している。おすすめ絵本や、読み聞かせの意義、読み聞かせ方法のアドバイス等が掲載されている。
- 〈委員〉 国際交流協会ではどのように本を読み聞かせしているのか？また年齢層はどのくらいか。
- 〈委員〉 外国籍の子、主に小・中学生に読み聞かせをしている。家族が参加することもある。絵本の種類は様々で、昔話や落語、科学の本など多岐に渡る。
- 〈委員〉 近年では電子書籍が登場し、家庭でも利用されている。利用経験のある方に感想を聞きたい。
- 〈委員〉 一番のメリットは、読みたいと思った時にすぐ手に入ること。デメリットは、自分の端末にダウンロードするため、他の人に貸し出すことができず、共有できないことだと感じている。
- 〈委員〉 電子図書館がある他自治体の活用方法は？
- 〈図書館〉 静岡県内では、浜松市や磐田市が電子図書館サービスを実施している。外出せず、自宅にいながら資料を借りたり、返却したりできることがコロナ禍において注目されている。ただし、導入するには費用面など準備が必要。
- 〈委員〉 実感としては本を読む子、活字に親しんでいる子は、成績がぐんと上がる。幼い頃からの本を読む習慣がなくても、周りの大人がアクションを起こすことで、本に目覚める子もいる。大人がどれだけアクションを起こせるかが重要であると考えている。
- 〈委員〉 現在衛生面に不安があるため、幼稚園では絵本の貸出を中止している。絵本に触れる機会がゼロになってしまっている子を救おうと考え、短時間、少人数、離れて座らせるなどして小規模な絵本の読み聞かせを行っている。様々な行事が中止になり、子どもたちの経験が少なくなっている。今までのかたちを変えて、今できることを実施していこうと考えている。

(2) 今後のスケジュールについて

策定委員会は2回ほど予定している。

第2回策定委員会：11月～12月に開催し、計画案の説明や審議を行う。

第3回策定委員会：1月に開催し、原案の確認を行う。

第2回 子ども読書活動推進計画策定委員会会議録

開催日時：令和2年12月18日（金） 10時～11時40分

開催会場：湖西市立中央図書館 学習研修室

出席者：委員／内藤 勝義・徳増 りえ・田口 由香・近藤 美保子
青島 智深・小野田 剛士・鈴木 聖慈・吉原 淳
事務局／渡辺 宜宏(教育長)・岡本 聡 (教育次長)
原田 満由美 (館長代理)

会議内容

- 1 教育長あいさつ
- 2 委員長あいさつ
- 3 協議事項

(1) 第1回策定委員会からの変更点について

- ・計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

(2) 施策の方向と取り組みについて

○第1章 基本方針

〈委員〉「4 計画の施策の方向」の「(3) 本と生き、本を伝える」内で「大人自身の読書活動を推進」とあるが、現在、成人に対する啓発は行われているか。

〈事務局〉スマートフォンでの操作による図書館ウェブサイトの使い方講座や大人のための工作教室などを行っている。また、季節や行事に合わせた魅力ある特集を展開するよう工夫している。公式ツイッター等で情報発信をしている。

○第2章 第2次計画における取り組みの成果と課題

〈委員〉ブックスタートパックの配付率はどれくらいか。

〈事務局〉基本は満1歳までにパックを配付することになっている。配付できなかった場合は1歳6ヶ月健診時に絵本を配付している。健診後の配付率は約92～93%である。全ての人に読書の機会を提供するために、100%を目指さないといけない。

〈委員〉「学校における子どもの読書活動」において、「親子読書」という言葉が使われているが、市の「7つの取り組み」※に合わせて「語らい読書」という表現にしたほうが整合性がとれるのでは。

※「7つの取り組み」 平成18年度から小・中学校で「学びの基礎づくり」をテーマに学力量向上にむけた「7つの取り組み」を開始している。

〈委員〉「学校における子どもの読書活動」の課題として、司書教諭の時間確保が

挙げられている。現状についての説明が欲しい。

〈委員〉司書教諭としての時間を確保したいところだが、その他の業務もあり、1週間のうち約1～2時間しか図書室で仕事できていない状況である。司書教諭が多忙なため、ボランティアさんと学校司書が連携してくれている。

○第3章 第3次計画の具体的な取り組み

・「1 家庭における子ども読書活動の推進」について

〈事務局〉「家読」という言葉を使用しているが、これは今まで「親子読書」と表現していたもの。国の計画に合わせて表現を変更した。電子メディアには電子メディアの良さがあるが、本の良さとの違いを踏まえた上で伝えていきたい。

〈委員〉コロナ禍において、家で読書をするのは良いことである。家読という言葉を広げていくために、SNSで「我が家の絵本コーナー」や「我が家の読書スペース」など市民から募集するのはどうか。他の家庭の様子を知ること、家庭の中に本が身近にある環境づくりにつながるのではないか。

〈委員〉市民の図書館利用カード保有率はどのくらいか。

〈事務局〉約3分の1の2万人台である。実際に利用しているのは、市民の約2割。

〈委員〉図書館カードを作成することが図書館を利用する第一歩となるため、図書館カードの作成を推進するような提案をしていく必要があるのでは。

・「2 地域における子ども読書活動の推進」について

〈事務局〉第1回の会議後アンケートにて、色々な施設に本を設置するのはどうかという提案があった。学校、保育園、老人施設のほか病院や体育施設にも広げていきたいと考えている。

〈委員〉推進目標の達成度を数字で表すのであれば、年間貸出数となると思うが、数字で表せるものばかりではない。例えばふたば学級は、子どもの出生数が年々減少しているため、参加人数を増やすということは難しい。しかしながら、ふたば学級は読書活動を推進していく上でとても大切な事業であり継続していくことを目標としたい。

・「3 幼稚園・保育園・こども園における子ども読書活動の推進」について

〈委員〉推進目標の「親子読書の取り組みの実施率」は、どのような数値をいうのか。

〈事務局〉県の推進計画にある努力目標の中に「保護者に対する啓発活動の実施率」というものがあり、これと同様に啓発活動の実施率を推進目標としたい。啓発活動の中には、家庭への絵本貸出やPTAによる保護者への講演等が含まれると認識している。

・「4 学校における子ども読書活動の推進」について

〈委員〉見直し提案の中で、「主体的・対話的で深い学び」とあるが、どのような

ものか。

〈委員〉いわゆるアクティブラーニングというものである。教科書を知識として教えるのではなく、自分が得た知識でさらに何ができるのかという学びである。

・「5 図書館における子ども読書活動の推進」について

〈事務局〉図書館に関心の無い方や利用したくてもできない方など、現在図書館を利用していない方たちに対して、図書館を利用してもらうきっかけづくりをしていくことが課題だと考えている。そのような方たちへのアプローチの一つとして、電子図書などのデジタル社会に対応した資料提供を考えなければならない。

〈委員〉図書館は様々な世代や職業の方が利用しており、あらゆる価値観に触れたり、新しい発見やつながりを得ることができる場所。様々な方への図書館サービスを考えていくことが必要である。

・「6 啓発・広報等における子ども読書活動の推進」について

〈委員〉図書館公式ツイッターは新しい情報を気軽に手に入れることができ便利である。堅苦しくなく親しみやすい文章での投稿が図書館を身近に感じてもらえるのでは。

〈委員〉イベント申込みではウェブ予約が多かったと聞く。ラインアカウントをはじめウェブから情報を得ている保護者が多いと感じている。

第3回 子ども読書活動推進計画策定委員会会議録（書面開催）

会議内容

1 協議事項

（1）第3次計画の具体的な取り組みについて

推進項目の確認、推進目標の確認、その他全体を通じた質問・意見等

質問・提案

〈委員〉 1 計画の目的「子どもの読書活動は、～整備が推進されなければならない。」わかりやすい文にならないか。

〈事務局〉子どもの読書活動の推進に関する法律の条文のため、変更できない。

〈委員〉 3 計画の期間 毎年一回検証を行い、具体的な方策について協議をします。時期と内容、対象は。

〈事務局〉推進目標が達成されたかどうか、毎年一回、事務局が担当する部署に調査を依頼する。達成されていないければ、達成に向けた取り組みを強化するよ

う促す。

〈委員〉 第2章 幼稚園・保育園・こども園における子どもの読書活動
幼稚園・保育園・こども園という表記に統一したほうがよい。

〈事務局〉 修正する。

〈委員〉 第3章 第3次計画の具体的な取り組み

1 家庭における子どもの読書活動の推進

読み聞かせの大切さについて、文を付け足したらどうか。

「幼いころからの読み聞かせは心の糧となり」の後に「以後の読書活動を豊かにし」

〈事務局〉 修正する。

〈委員〉 図書館における子どもの読書活動の推進

「障害」の表記について、市の統一した規準はあるのか。

〈事務局〉 市としては「障害」を使用している。

〈委員〉 推進目標（図書館）

児童書個人貸出冊数 12歳以下1人あたり30冊 というのは、年間の目標か、それとも累積か。

〈事務局〉 年間目標としている。

意見

〈委員〉 第2章 学校における子どもの読書活動

語らい読書の表記が訂正され、説明が入っておりわかりやすい。

〈委員〉 第3章 第3次計画の具体的な取り組み

推進目標の数値を明記すると、目標がはっきりして取り組みやすい。

〈委員〉 学校における子ども読書活動の推進

学校ボランティアの活動支援の重要性を感じる。学校司書だけではできないところを、ボランティアでカバーできたら負担が減るのでは。

〈委員〉 図書館における子ども読書活動の推進

子どもが本に出会える事業の推進

障害のある子ども、外国人など具体的に推進への道が進められており、よいと思う。多様性への配慮がされている。

(2) その他

パブリックコメントの実施 2月中旬～3月中旬を予定

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第3次湖西市子ども読書活動推進計画
令和3年（2021年）3月発行

編集・発行 湖西市教育委員会／湖西市立図書館

〒431-0441 湖西市吉美 3219-1

電話 053-576-4351

Fax 053-576-1100

E-mail toshohos@lib.kosai.shizuoka.jp